資料４

No. 13

平成25年度　児童クラブ　事務事業 評価表

［単位：千円、人］

１　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部　子育て支援課	担当者	石走　利和
根拠法令等	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、放課後児童クラブ運営補助金交付要領、放課後児童クラブ設立支援事業補助金交付要領、放課後児童クラブ活動支援事業補助金交付要領		
事業の種類	■ ソフト事業　□ 建設・整備事業　□ 施設管理　□ 内部管理		
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	施策	子育て支援・児童福祉の充実
		小施策	子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	子育て支援体制の充実による子育てしやすいまちづくり		

予算科目等						
会計	一般会計					
款	民生費	項	児童福祉費	目	児童館費	
事項	児童館費	細事項	児童館費			

２　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	放課後児童クラブ運営補助金：放課後児童クラブの運営 放課後児童クラブ設立支援補助金：新たな放課後児童クラブの設置に要する備品等に要する補助 放課後児童クラブ活動支援補助金：他の校区からの児童の受入に要する交通費等の活動支援
対象（誰を、何を対象とする事業か）	市内で放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人又はその他の者
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	保護者が昼間家庭にいない小学就学児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援
事業開始年度	運営補助金：平成２３年度　設立支援、活動支援：平成２０年度

	指標名	目標値	目標年度
活動指標	登録児童数	640人	平成26年度
成果指標	登録箇所数	20箇所	平成26年度

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	88,670	91,177	81,915	81,612	81,612
負担金	5	10	10	10	10
工事請負	2,889	3,123			
委託料	10,826				
補助金	74,950	88,044	81,905	81,602	81,602
放課後児童健全育成事業費補助金（国・県補助）	40,398	51,023	57,808	57,808	57,808
放課後児童クラブ支援事業費補助金	10,469	12,739	12,831	12,831	12,831
放課後児童クラブ施設整備補助金	16,583	16,282	1,726	1,423	1,423
放課後児童クラブ運営補助金（市単独）	6,900	7,400	8,500	8,500	8,500
放課後児童クラブ設立支援事業補助金	200	200	200	200	200
放課後児童クラブ活動支援事業補助金	400	400	840	840	840
財源内訳　国・県支出金	38,037	46,940	47,092	47,092	47,092
財源内訳　その他	4,407				
財源内訳　一般財源	46,226	44,237	34,823	34,520	34,520
要員配置状況	0.40	0.50	0.40	0.40	0.40
職員	0.40	0.50	0.40	0.40	0.40
嘱託員					
臨時職員等					
活動実績・計画	594	658	730	730	730
成果指標の推移	15	15	17	18	20

特筆すべき事項等	
	次世代育成支援対策地域行動計画の目標値、児童クラブ数２０箇所、児童数６４０人に対し、登録児童数は目標値を上回ったのに対し、クラブ数は１７箇所で目標値に達していない状況である。

3　事務事業の視点別評価　（Ｃｈｅｃｋ）

妥当性	対象・手段の妥当性	■ 妥当である　□ 改善の余地はある　□ 妥当ではない
	（上記選択の理由） 事業の充実を図るうえで、市の単独補助は必要であり妥当であると考える。	
	市が関与すべき妥当性	■ 市が関与すべき　□ 民間でも可能　□ 民間で実施すべき
	（上記選択の理由） 次世代を担う子どもを育成していくためには、市が子育て支援をしていくべきと考える。	
効率性	事業費の削減余地	□ 削減の余地がある　■ 削減の余地はない
	（上記選択の理由） 各クラブの運営の現状において削減の余地はない。	
	要員配置の削減余地	□ 削減の余地がある　■ 削減の余地はない
	（上記選択の理由） 補助金申請に関わる諸事務を最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。	
有効性	成果の達成度	■ 達成度はかなり高い　□ 達成度はやや高い　□ 達成度は低い
	（上記選択の理由） 保護者の就労支援、児童の健全育成、いずれも本事業の効果は大と考える。	
	成果の向上余地	□ 余地がかなりある　■ 余地がある程度ある　□余地はほとんどない
	（上記選択の理由） 目標箇所数に達していない。	

4　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の事業と統合 □手段の改善 □移管 □縮小 □ 休止　□ 廃止
	上記方向の理由 平成２０年度より各補助金を設立し、放課後児童クラブの運営の一助となっている。新設クラブもあり、また今後増加していく中で、運営が順調に進むのに数年かかる。当面は現状のまま継続していく考えである。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

外部評価（二次）結果	事務事業の視点別評価 妥当性　⇒　□高い　□低い 効率性　⇒　□高い　□低い 有効性　⇒　□高い　□低い
	今後の改革の方向性 □ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の事業と統合 □手段の改善 □移管 □縮小 □ 休止　□ 廃止
	まとめ（補助金等評価を含む。）

薩摩川内市放課後児童クラブ一覧

	施設名 (設置場所)	郵便番号 住所	電話番号 fax	経営主体
1	水引児童クラブ (水引小学校敷地内)			地元運営委員会
2	永利児童クラブ (永利小学校併設)			永利地区コミュニティ協議会
3	青山児童クラブ (青山幼稚園内)			学校法人 石原学園
4	平佐西児童クラブ (バプテスト川内協会敷地内)			地元運営委員会
5	可愛児童クラブ (可愛小学校内)			地元運営委員会
6	おかっこ児童クラブ (清水丘保育園内)			社会福祉法人 ひまわり会
7	亀山児童クラブ (亀山小学校併設)			地元運営委員会
8	市比野児童クラブ (市比野小学校内)			地元運営委員会
9	黒木わいわいクラブ (黒木小学校併設)			地元運営委員会
10	城上児童クラブ (城上小学校近接民家)			地元運営委員会
11	樋脇白ゆり児童クラブ (樋脇小学校敷地内)			地元運営委員会
12	育英児童クラブ (市有地)			地元運営委員会
13	川内幼稚園児童クラブ (川内幼稚園)			学校法人 押野学園
14	東郷児童クラブ (斧渕集会所)			地元運営委員会
15	亀山のびのび児童クラブ (亀山小学校併設)			地元運営委員会
16	平佐西児童クラブもちのき館 (市有地)			地元運営委員会
17	里きらきら児童クラブ (市有地)			地元運営委員会

平成25年度　**放課後児童クラブ運営補助金**　評価表　NO.　13-1

所管部課名	市民福祉部　子育て支援課	担当者	石走　利和
事務事業名	児童クラブ		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、放課後児童クラブ運営補助金要領		
補助経過年数	１年以上５年以下		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
8,500 千円	千円	千円	8,500 千円	

	指標名	目標値	目標年度
成果指標①	登録児童数	640人	平成26年度
成果指標②	設置箇所数	20箇所	平成26年度

補助対象者	市内で放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人又はその他の者
補助対象経費	組織の運営に要する経費
補助対象事業・活動の内容	①実施主体は放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人又はその他の者であること ②保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図るものであること ③鹿児島県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に準ずる事業であること
分類	■運営補助のみ　□事業補助のみ　□運営補助と事業補助の両方　□その他
補助金額又は補助率	年間平均利用児童数　10～19人：700千円　20～35人：600千円　36～45人：400千円
補助金額又は補助率の積算方法	組織の運営に要する経費要する経費から保護者負担金及びその他の収入額を控除した額と補助基準額により積算した額とを比較して少ない方の額

補助を受ける事業（団体）等の過去3カ年の決算状況

項目			平成22年度 金額（円）	平成22年度 割合（%）	平成23年度 金額（円）	平成23年度 割合（%）	平成24年度 金額（円）	平成24年度 割合（%）
収入	自己資金		0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
	市補助金				6,900	100.0%	7,400	100.0%
						0.0%		0.0%
	（前年度繰越金）					0.0%		0.0%
	計		0		6,900	100.0%	7,400	100.0%
支出	事業費					0.0%		0.0%
	人件費					0.0%		0.0%
	その他事務費					0.0%		0.0%
	運営費				6,900	100.0%	7,400	100.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
	（翌年度繰越金）					0.0%		0.0%
	計		0		6,900	100.0%	7,400	100.0%
支出計/前年度支出計								107.2%
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金						0.0%		0.0%
交付件数					12		14	
成果指標の推移①					581		621	
成果指標の推移②					15		15	

特記すべき事項等	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④該当なし ⑤該当なし ⑥該当なし ⑦該当なし

〈補助金の視点別評価〉　【主管課評価・・・Ａ=合致、Ｂ=概ね合致、Ｃ=課題あり】

要件	項　　目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	保護者の就労支援、児童の健全育成に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ①　特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ②　社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	共働き世帯の増加により、放課後児童対策は必要性を増している。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	保護者の就労支援、児童の健全育成に寄与している。
適格性及び妥当性	①　補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の実情に合わせた運営が可能である。
	②　補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要領により補助額を決定している。年間の平均利用児童数によって算出しており、妥当性を欠くものではない。
	③　補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	新たに設置する児童クラブなどは特に、運営面に苦慮していることから、当分の間は継続する必要がある。
	④　当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	－
	⑤　特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	児童数の増加により、運営補助金の必要性が非常に高い。補助により、より質の高い保育や職員の資質向上につなげることができる。
	⑥　補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付要領により対象経費は明確にしてあり、健全な児童の育成のために運営補助は必要であり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性　□拡大　□他の補助金と統合　□補助内容の改善　□移管　□縮小 □ 休止 □ 廃止
	上記方向の理由 平成２３年度より本補助金を設定し、放課後児童クラブの運営の一助となっている。新設クラブもあり、また今後増加していく中で、運営が順調に進むのに数年かかる。当面は現状のまま継続していく考えである。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

13-1　放課後児童クラブ運営補助金

○概要

放課後児童クラブの運営に関する補助

○補助の目的

保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童を対象とした放課後児童クラブの健全な運営

○補助対象者

市内で放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人又はその他の者

○事業の経緯

国の放課後児童クラブガイドラインでは、児童クラブの規模は概ね４０人程度が望ましいとされており、補助においても３６～４５人が最高額になっている。

小規模の児童クラブでは、保護者負担金の収入額が少なく、運営に支障があるので、県の運営補助以外に市の単独加算として補助することになったもの。

○補助対象経費

組織の運営に要する経費

○補助額

運営補助児童数加算	児童数　１０～１９人	７００千円
	児童数　２０～３５人	６００千円
	児童数　３６～４５人	４００千円

○補助該当数

	児童 クラブ数	補助該当 クラブ	非該当クラブ
平成２３年度	１５	１２	平佐西児童クラブ（児童多数） 水引、永利児童クラブ（社協委託）
平成２４年度	１５	１４	平佐西児童クラブ（児童多数）
平成２５年度	１７	１６	平佐西児童クラブ（児童多数）

○現況

・放課後児童クラブ数　　１７

・児童クラブ数及び登録児童数の変遷

	児童クラブ数	児童（人）
平成２２年度	１４	５３０
平成２３年度	１５	５８１
平成２４年度	１５	６２１
平成２５年度	１７	７１５

放課後児童クラブ運営補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成１６年薩摩川内市規則第６７号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成１９年薩摩川内市告示第９９号）第２条の表に掲げる放課後児童クラブ運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第２条　放課後児童クラブ運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1)　実施主体は放課後児童健全育成事業を実施する、社会福祉法人又はその他の者であること。

(2)　保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図るものであること。

(3)　鹿児島県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に準ずる事業であること。

（補助金の額）

第３条　放課後児童クラブ運営補助金の額は、次条に定める経費から保護者負担金及びその他の収入額を控除した額と別表に掲げる補助基準額により積算した額とを比較して少ない方の額とする。

（補助対象経費）

第４条　放課後児童クラブ運営補助金は、組織の運営に要する経費について交付する。

（交付の申請）

第５条　放課後児童クラブ運営補助金の交付の申請に係る規則第５条の市長が別に指定する日は、毎年５月末日とする。

２　放課後児童クラブ運営補助金の交付の申請に係る規則第５条第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　実施計画内容一覧

(2)　登録児童名簿

(3)　指導員名簿

(4)　前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（交付の基準）

第６条　放課後児童クラブ運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1)　当該補助事業等が第２条の要件を満たさない場合

(2)　前号に掲げる場合のほか、放課後児童クラブ運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第７条　放課後児童クラブ運営補助金の実績報告に係る規則第１５条第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

⑵　実施内容一覧

⑶　開設実績表

⑷　開設実績月別集計表

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（補助事業者等の責務）

第８条　放課後児童クラブ運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、鹿児島県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に準じて取り扱うものとする。

附　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年１０月１日から施行し、改正後の放課後児童クラブ運営補助金交付要領の規定は、平成２３年度分の補助金から適用する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年６月１日から施行し、改正後の放課後児童クラブ運営補助金交付要領の規定は、平成２４年度分の補助金から適用する。

別　表

<table>
<tr><th>開設日数</th><th colspan="2">利用区分</th><th>補助基準額</th></tr>
<tr><td rowspan="10">２５０日以上</td><td colspan="2">児童数　１０～１９人</td><td>１，０９６千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童数　２０～３５人</td><td>１，９８４千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童数　３６～４５人</td><td>３，１９１千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童数　４６～５５人</td><td>３，０２７千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童数　５６～７０人</td><td>２，８６２千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童数　７１人以上</td><td>２，６９８千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">開設日数加算</td><td>１４千円×２５１日～３００日までの２５０日を超える日数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長時間開設加算</td><td>平日分</td><td>２６９千円×「１日６時間を超え、かつ１８時を越える時間」の年間平均時間数</td></tr>
<tr><td>長期休暇分</td><td>１２１千円×「１日８時間を超える時間」の年間平均時間数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２００日以上
２４９日以下</td><td colspan="2">児童数　２０人以上</td><td>１，９１３千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">長時間開設加算</td><td>２６９千円×「１日６時間を超え、かつ１８時を越える時間」の年間平均時間数</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運営補助児童数加算</td><td colspan="2">児童数　１０～１９人</td><td>７００千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童数　２０～３５人</td><td>６００千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童数　３６～４５人</td><td>４００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">放課後児童クラブ設置促進事業</td><td>７，０００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">放課後児童クラブ障害児受入促進事業</td><td>１，０００千円</td></tr>
<tr><td colspan="3">障害児受入推進事業</td><td>１，５７７千円</td></tr>
</table>

平成25年度　**放課後児童クラブ設立支援補助金**　評価表　NO.　13-2

所管部課名	市民福祉部　子育て支援課	担当者	石走　利和
事務事業名	児童クラブ		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、放課後児童クラブ設立支援事業補助金交付要		
補助経過年数	１年以上５年以下		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
200 千円	千円	千円	200 千円	

	指標名	目標値	目標年度
成果指標①	設置箇所数	20箇所	平成26年度
成果指標②	－	－	－

補助対象者	市内で放課後児童健全育成事業を実施しようと計画している社会福祉法人又はその他の者
補助対象経費	備品及び消耗品等の購入にかかる経費、その他児童クラブ設立に市長が必要と認めた経費
補助対象事業・活動の内容	①実施主体は放課後児童健全育成事業を実施しようと計画している社会福祉法人又はその他の者であること ②地元運営委員会を設立していること ③次年度から放課後児童クラブの運営を行うか、または申請年度の年度途中から放課後児童クラブの運営を行うこと ④保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図るものであること ⑤鹿児島県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に準ずる事業を行う計画であるこ 分類　■運営補助のみ　□事業補助のみ　□運営補助と事業補助の両方　□その他
補助金額又は補助率	経費のうち10万円を上限とした額とし、ただし、経費が10万円に満たなかった場合は、かかった経費相当額とする。
補助金額又は補助率の積算方法	組織の運営に要する経費要する経費から保護者負担金及びその他の収入額を控除した額と補助基準額により積算した額とを比較して少ない方の額

補助を受ける事業（団体）等の過去３ヵ年の決算状況

項目			平成22年度 金額（円）	平成22年度 割合（%）	平成23年度 金額（円）	平成23年度 割合（%）	平成24年度 金額（円）	平成24年度 割合（%）
収入	自己資金		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
	市補助金		300	100.0%	200	100.0%	200	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
	（前年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%
	計		300	100.0%	200	100.0%	200	100.0%
支出	事業費		300	100.0%	200	100.0%	200	100.0%
	人件費			0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%
	運営費			0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
	（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%
	計		300	100.0%	200	100.0%	200	100.0%
支出計/前年度支出計						66.7%		100.0%
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		0.0%
交付件数				3		2		2
成果指標の推移①				14		15		15
成果指標の推移②								

特記すべき事項等
①該当なし
②該当なし
③該当なし
④該当なし
⑤該当なし
⑥該当なし
⑦該当なし

〈補助金の視点別評価〉　【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項　　目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	保護者の就労支援、児童の健全育成に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ①　特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ②　社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	共働き世帯の増加により、放課後児童対策は必要性を増している。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	近年、放課後児童クラブの需要は高まり、待機児童も出ている地域もある。設立支援に補助金交付をすることにより、新設クラブが増加している。
適格性及び妥当性	①　補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の実情に合わせた運営が可能である。
	②　補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要領により補助額を決定している。設立に必要な経費分のみであるので妥当性を欠くものではない。
	③　補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	補助対象にあるように、地元運営委員会を設立していることが条件にある。社会福祉法人や学校法人など財政的に対応できる場合には補助していないが、地元運営委員会は財政的に厳しいため、本補助金は継続する必要がある。
	④　当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	－
	⑤　特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地元運営委員会が設立する場合は、財政的に余裕がなく、備品及び消耗品の購入にかかる経費の捻出も難しいことから必要である。
	⑥　補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付要領により対象経費は明確にしてあり、設立に必要な経費の補助であり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性　□拡大　□他の補助金と統合　□補助内容の改善　□移管　□縮小 □ 休止 □ 廃止
	上記方向の理由 平成２０年度より本補助金を設定し、放課後児童クラブの開設を支援しており、今後も新設を促進する必要がある。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

13-2　放課後児童クラブ設立支援事業補助金

○概要

新たな放課後児童クラブの設置に要する備品等（初年度に限る）の整備に関する補助

○補助の目的

放課後児童クラブの確保

○補助対象者

市内で放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人又はその他の者

○事業の経緯

放課後児童クラブを設立するにあたり備品等が必要になるため、購入に要する経費を補助することになったもの。

○補助対象経費

備品及び消耗品等の購入にかかる経費、その他児童クラブ設立に市長が必要と認めた経費

○補助額

上限１０万円（経費が１０万円に満たなかった場合はかかった経費相当額）

○設立状況

	児童クラブ数	備考
平成２２年度	3	川内幼稚園児童クラブ、東郷児童クラブ、亀山のびのび児童クラブ
平成２３年度	2	水引、永利児童クラブの運営主体の変更（総体数は変わらず）
平成２４年度	2	平佐西児童クラブもちのき館、里きらきら児童クラブ

放課後児童クラブ設立支援事業補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は，薩摩川内市補助金等交付規則（平成１６年薩摩川内市規則第６７号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき，薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成１９年薩摩川内市告示第９９号）第２条の表に掲げる放課後児童クラブ設立支援補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第２条　放課後児童クラブ設立支援事業補助金に係る補助事業等は，次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1)　実施主体は，放課後児童健全育成事業を実施しようと計画している社会福祉法人又はその他の者であること。

(2)　地元運営委員会を設立していること。

(3)　次年度から放課後児童クラブの運営を行うか，または申請年度の年度途中から放課後児童クラブの運営を行うこと。

(4)　保護者が労働等により昼間家庭にいない，小学校に就学している児童の健全な育成を図るものであること。

(5)　鹿児島県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に準ずる事業を行う計画であること。

（補助金の額）

第３条　放課後児童クラブ設立支援事業補助金の額は，次条に定める経費のうち１０万円を上限とした額とする。ただし，経費が１０万円に満たなかった場合は，かかった経費相当額とする。

（補助対象経費）

第４条　放課後児童クラブ設立支援事業補助金は，次の各号に定める経費について交付する。

(1)　備品及び消耗品等の購入にかかる経費

(2)　その他児童クラブ設立に市長が必要と認めた経費

（交付の申請）

第５条　放課後児童クラブ設立支援事業補助金の交付の申請に係る規則第５条の市長が別に指定する日は，毎年２月末日とする。ただし，年度途中に開設する放課後児童クラブの場合，開設してから１ヶ月以内とする。

２　放課後児童クラブ設立支援事業補助金の交付の申請に係る規則第５条第３号の市長が必要と認める書類は，次の各号に掲げるものとする。

(1)　実施計画内容一覧

(2)　購入予定物品一覧

(3)　見積書等

(4)　前各号の掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類

（交付の基準）

第６条　放課後児童クラブ設立支援事業補助金の交付の決定は，次の各号のいずれかに該当する場合には，これを行わない。

(1)　当該補助事業等が第２条の要件を満たさない場合

(2)　前号に掲げる場合のほか，放課後児童クラブ設立支援事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第７条　放課後児童クラブ設立支援事業補助金の実績報告に係る規則第１５条第３号の市長が必要と認める書類は，次の各号に掲げるものとする。

(1)　当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2)　購入物品一覧

(3)　領収書の写し

(4)　前各号の掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類

（補助事業者等の責務）

第８条　放課後児童クラブ設立支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は，市民福祉部長が別に定める。

附　則

この要領は，平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２２年４月１日から施行する。

平成25年度　**放課後児童クラブ活動支援補助金**　評価表　NO.　13-3

所管部課名	市民福祉部　子育て支援課	担当者	石走　利和
事務事業名	児童クラブ		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、放課後児童クラブ活動支援事業補助金交付要		
補助経過年数	１年以上５年以下		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
840 千円	千円	千円	840 千円	

	指標名	目標値	目標年度
成果指標①	他校区からの受入箇所数	2箇所	平成27年度
成果指標②	－	－	－

補助対象者	市内で放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人又はその他の者
補助対象経費	他校区受け入れ児童の送迎のための交通機関等利用にかかる経費、年間平均児童数が10人～19人の放課後児童クラブが民間施設等を借り上げる際の家賃
補助対象事業・活動の内容	①実施主体は放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人又はその他の者であり、放課後児童クラブ運営補助金に係る要件を満たしている者であること ②校区外児童受入事業を実施する場合、放課後児童クラブがない校区から4人以上の児童を受け入れ、当該児童クラブまでの送迎に交通機関等を利用していること ③校区外児童受入事業を実施する場合、道路運送法を順守すること 分類　■運営補助のみ　□事業補助のみ　□運営補助と事業補助の両方　□その他
補助金額又は補助率	校区外児童受入事業　1～3ヶ月：5万円　4～6ヶ月：10万円　7～10ヶ月：15万円　11ヶ月以上：20万円　　家賃補助　利用月1ヶ月につき1万円
補助金額又は補助率の積算方法	経費の額と補助基準額により実績月に応じて積算した額とを比較して少ない方の額

補助を受ける事業（団体）等の過去3ヵ年の決算状況

項目			平成22年度 金額（円）	平成22年度 割合（%）	平成23年度 金額（円）	平成23年度 割合（%）	平成24年度 金額（円）	平成24年度 割合（%）
収入	自己資金		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
	市補助金		470	100.0%	400	100.0%	400	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
	（前年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%
	計		470	100.0%	400	100.0%	400	100.0%
支出	事業費		470	100.0%	400	100.0%	400	100.0%
	人件費			0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%
	運営費			0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
	（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%
	計		470	100.0%	400	100.0%	400	100.0%
支出計/前年度支出計						85.1%		100.0%
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		0.0%
交付件数				2		2		2
成果指標の推移①				2		2		2
成果指標の推移②								

特記すべき事項等	①該当なし ②該当なし ③該当なし ④該当なし ⑤該当なし ⑥該当なし ⑦該当なし

〈補助金の視点別評価〉　【主管課評価・・・Ａ=合致、Ｂ=概ね合致、Ｃ=課題あり】

要件	項　　目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	保護者の就労支援、児童の健全育成に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ①　特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ②　社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	共働き世帯の増加により、放課後児童対策は必要性を増している。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	近年、放課後児童クラブの需要は高まり、児童クラブのない小学校区の保護者から、児童クラブを利用したいという要望がある。活動支援に補助金交付することにより、校区外からの利用者が増加している。
適格性及び妥当性	①　補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の実情に合わせた運営が可能である。
	②　補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要領により補助額を決定している。活動支援に必要な経費分のみであるので妥当性を欠くものではない。
	③　補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	校区外受入児童の送迎のための交通費であり、運営補助金では補うことは厳しい。校区外受入がある限り継続が望ましい。家賃補助はクラブ所有の施設整備が必要になるが、施設整備がなければ継続が望ましい。
	④　当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	－
	⑤　特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	校区外受入児童の送迎のための交通費であり、運営補助金で補うことは厳しく経費の捻出も難しいことから必要である。
	⑥　補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付要領により対象経費は明確にしてあり、交通費、家賃補助ともに地域の特殊事情を考慮したものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性　□拡大　□他の補助金と統合　□補助内容の改善　□移管　□縮小 □ 休止 □ 廃止
	上記方向の理由 平成２０年度より本補助金を設定し、特殊事情を抱える放課後児童クラブの支援を行っており、当面は現状のまま継続していく考えである。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

13-3　放課後児童クラブ活動支援事業補助金

○概要

放課後児童クラブのない校区からの児童の受け入れに要する交通費等の活動支援に関する補助

○補助の目的

放課後児童クラブの健全な運営と施設の有効利用

○補助対象者

市内で放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人又はその他の者

○事業の経緯

・校区外児童受入事業

放課後児童クラブのない校区の保護者から放課後児童クラブを利用したい要望があり、受け入れる児童クラブに交通費の補助を行うことになったもの。

・家賃補助

施設がなく民間施設等を借り上げて事業を実施するクラブに対し、家賃の一部を補助することになったもの。

○補助対象経費

・放課後児童クラブのない他の校区から受け入れ、児童の送迎のための交通機関等利用にかかる経費

・年間平均利用児童数が 10 人から 19 人の放課後児童クラブが民間施設等を借り上げる際の家賃補助

○補助額

・校区外児童受入事業

区　　分		補助基準額
利用月数	１～３ヶ月	５万円
	４～６ヶ月	１０万円
	７～１０ヶ月	１５万円
	１１ヶ月以上	２０万円

・家賃補助

補助基準額
利用月１ヶ月につき１万円

○活動支援状況

	児童クラブ数	備考
平成２２年度	2	城上児童クラブ、黒木わいわいクラブ
平成２３年度	2	城上児童クラブ、黒木わいわいクラブ
平成２４年度	2	城上児童クラブ、黒木わいわいクラブ

※城上児童クラブ受入・・・高来小、八幡小

※黒木わいわいクラブ受入・・・上手小、大東小

放課後児童クラブ活動支援事業補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は，薩摩川内市補助金等交付規則（平成１６年薩摩川内市規則第６７号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき，薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成１９年薩摩川内市告示第９９号）第２条の表に掲げる放課後児童クラブ活動支援補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援内容）

第２条　放課後児童クラブ活動支援事業補助金に係る支援内容は，次のとおりとする。

(1)校区外児童受入事業　放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブがない校区から児童を受入れ，その児童が当該児童クラブまでの送迎に交通機関を利用する場合，その運賃の一部を補助するもの

(2)家賃補助　放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブ（申請する年度の基準日における平均児童数が１０人～１９人のクラブに限る）が，民間施設等を借り上げてその事業を実施する場合，その家賃の一部を補助するもの。ただし，児童クラブを運営する法人等が所有する施設等を借り上げる場合は除く。

（補助事業等の要件）

第３条　放課後児童クラブ活動支援事業補助金に係る補助事業等は，次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1)　実施主体は放課後児童健全育成事業を実施する，社会福祉法人又はその他の者であり，放課後児童クラブ運営補助金に係る要件を満たしている者であること。

(2)　校区外児童受入事業を実施する場合，放課後児童クラブがない校区から４人以上の児童を受け入れ，当該児童クラブまでの送迎に交通機関等を利用していること。

(3)　校区外児童受入事業を実施する場合，道路運送法を順守すること。

（補助金の額）

第４条　放課後児童クラブ活動支援事業補助金の額は，次条に定める経費の額と別表１及び別表２に掲げる補助基準額により実績月に応じて積算した額とを比較して少ない方の額とする。

（補助対象経費）

第５条　放課後児童クラブ活動支援事業補助金は，次の各号に定める経費について交付する。

(1)　校区外児童受入事業を実施する場合，他校区受け入れ児童の送迎のための交通機関等利用にかかる経費

(2)　家賃補助を実施する場合，民間施設等を借り上げる際の家賃

（交付の申請）

第６条　放課後児童クラブ活動支援事業補助金の交付の申請に係る規則第５条の市長が別に指定する日は，毎年５月末日とする。

ただし，年の途中で開始，または廃止した場合は，当該事由の生じた月の翌月末日

とする。

2　放課後児童クラブ活動支援事業補助金の交付の申請に係る規則第５条第３号の市長が必要と認める書類は，次の各号に掲げるものとする。

(1)　実施計画内容一覧

(2)　契約書の写し

(3)　校区外児童受入事業を実施する場合，対象児童名簿

(4)　前各号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類

（交付の基準）

第７条　放課後児童クラブ活動支援事業補助金の交付の決定は，次の各号のいずれかに該当する場合には，これを行わない。

(1)　当該補助事業等が第２条の要件を満たさない場合

(2)　前号に掲げる場合のほか，放課後児童クラブ活動支援事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第８条　放課後児童クラブ活動支援事業補助金の実績報告に係る規則第１５条第３号の市長が必要と認める書類は，次の各号に掲げるものとする。

(1)　当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2)　領収書の写し等

(3)　校区外児童受入事業を実施する場合，利用記録表

(4)　前各号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類

（補助事業者等の責務）

第９条　放課後児童クラブ活動支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は，市民福祉部長が別に定める。

附　　則

この要領は，平成２０年１０月１日から施行する。

附　　則

この要領は，平成２２年４月１日から施行する。

別表１

校区外児童受入事業

区　　分		補助基準額
利用月数	１～３ヶ月	５万円
	４～６ヶ月	１０万円
	７～１０ヶ月	１５万円
	１１ヶ月以上	２０万円

別表２

家賃補助

補助基準額
利用月１ヶ月につき１万円